

# 鹿児島県低炭素建築物新築等計画認定実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づく、低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義されているものと同一とする。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条1項に規定する登録建築物エネルギー消費判定機関をいう。

## (適合証)

第2条の2 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1土木部の表14の5の項の(2)のア及び(3)のアに規定する知事が認める書類は、次の各号に掲げる認定申請（変更認定申請を含む。）に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関が証明した書類（以下「適合証」という。）とする。

- (1) 住宅のみの用途に供する建築物、又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合 登録住宅性能評価機関
- (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

## (認定申請)

第3条 法第53条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）の申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定める認定申請書の正本1部及び副本2部に、それぞれに規則第41条に定める図書を添えたもの（以下「申請書」という。）を、別表第1に掲げる区域の区分に応じて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書を提出する際、前条に規定する適合証を添付する場合は、前項の規定に係わらず申請書は正本1部及び副本1部とし、それぞれ当該適合証及び当該適合証の写しを添えたものを別表第1に掲げる区分に応じて知事に提出しなければならない。
- 3 前項の適合証は、法第54条第1項第一号から三号に規定する基準に適合しているものとする。
- 4 第1項の認定に係る計画について建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けている場合、申請者に対して当該確認済証及び同条第1項の規定による確認申請書の副本の提示を求め、申請書との照合を行うものとする。
- 5 規則第41条第1項及び第3項により知事が認める図書は、別表第2に掲げるものとする。
- 6 第1項の認定は、低炭素化のための建築物の新築等に係る工事の着工前であれば申請できるものとする。

## (認定)

第4条 知事は、認定申請の内容が法第54条第1項各号の規定による基準に適合していることを認める場合は、規則第43条に定める認定通知書に申請書の副本を添えて、認定申請者に通

知するものとする。

- 2 知事は、計画を認定しない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書（別記第1号様式）を認定申請者に通知するものとする。

（確認申請を伴う場合）

第5条 認定申請者は、法第54条第2項の規定による申出を行う場合は、第3条第1項又は第2項の規定による申請書に確認申請書の正本1部及び副本3部を添えたものを、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請を受ける場合は、確認申請書の正本及び副本に「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項による申出」と記入させるものとする。
- 3 知事は、第1項の申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、同条第7項を準用し、認定申請者に同条第7項による適合判定通知書又はその写し（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を求めるものとする。
- 4 知事は、第1項の申出があった場合は、法第54条第3項の規定に基づき、確認申請書の正本1部及び副本3部を建築主事に通知するものとする。
- 5 知事は、認定申請者から第3項の規定に基づき提出された適合判定通知書等を建築主事に送付するものとする。
- 6 建築主事は、第4項による通知に係る建築物の計画が、建築基準法第6条第1項の規定による建築基準関係規定に適合する場合は、確認済証に確認申請書の副本を添えたものを、知事に通知するものとする。
- 7 建築主事は、前項の場合において、第4項における通知に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものである場合は、知事から第5項の送付を受けた場合に限って、前項の通知を行うこととする。
- 8 知事は、第6項の通知を受け認定を行う場合は、認定通知書に認定申請書の副本及び確認申請書の副本を添えたものを、認定申請者に通知するものとする。

（変更認定）

第6条 法第55条1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）が、同項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）を申請しようとする場合は、前3条の規定を準用するものとする。

- 2 認定建築主は、規則第44条各号の規定による軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届（別記第2号様式）を知事へ届け出るものとする。

（取下届等）

第7条 認定建築主は、認定又は変更認定（以下「認定等」という。）の申請を取り下げようとする場合は、取下届（別記第3号様式）を知事に届け出るものとする。

- 2 認定建築主は、認定等を受けた建築物について、認定等に係る建築物の建築を取りやめる旨の申出を行う場合は、取止届（別記第4号様式）に認定等を受けたことを証する書類を添えて、知事に届け出るものとする。
- 3 認定建築主は、前項の規定に基づく届け出を行う場合は、事前に知事と協議するものとする。
- 4 第1項の場合において、提出された認定申請書の正本及びその添付資料は返却しないものとする。

（完了届等）

第8条 認定建築主は、認定等を受けた建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（別記第5号様式）に検査済証の写し及び工事写真を添えて知事へ届け出るものとする。

(報告の徴収)

第9条 知事は、法の施行に必要な場合は、認定建築主に対し、低炭素建築物新築等計画への適合状況等について適合状況報告書(別記第6号様式)の提出による報告を求めることができる。

(改善命令)

第10条 知事は、法第57条に基づく命令を行う場合は、認定建築主に対し、命令書(別記第7号様式)を交付するものとする。

(計画認定の取消し)

第11条 知事は、次に掲げる場合には、認定建築主に対し、認定取消通知書(別記第8号様式)を交付し認定を取り消すことができる。

- (1) 認定建築主が前条に規定する命令に違反した場合
- (2) 認定建築主から第7条第2項の規定による届出の提出があった場合。

(助言及び指導)

第12条 知事は、法の施行に必要な場合は、認定建築主に対し、低炭素建築物新築等計画への適合状況等について助言及び指導を行うことができる。

(台帳の整備)

第13条 知事は、低炭素建築物新築等計画の認定台帳を整備し、認定等に関する申請及び届出等の事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第14条 前条までの規定により難しい場合は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 域	提出先
日置市, いちき串木野市及び鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課
枕崎市, 指宿市, 南さつま市及び南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課
阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡及び出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課
霧島市, 始良市及び始良郡	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在
鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡及び肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課
西之表市及び熊毛郡(屋久島町を除く)	熊毛支庁建設部建設課
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課
奄美市及び大島郡(徳之島町, 天城町及び伊仙町を除く)	大島支庁建設部建設課
徳之島町, 天城町及び伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課

注 薩摩川内市, 霧島市及び鹿屋市の区域内にあっては, 建築基準法施行令第 148 条第 1 項第 1 号を除く。

別表第 2 (第 3 条関係)

事 項	規則第 41 条第 1 項の規定により知事が必要と認める図書	規則第 41 条第 3 項の規定により知事が不要と認める図書
日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級 3 に該当する措置	劣化対策等級に係る評価が等級 3 であることの確認できる住宅型式性能認定証等	日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級 3 に該当する措置に関する図書

別記

第1号様式（第4条関係）

認定しない旨の通知書

〇〇第 号  
年 月 日

(申請者) 様

鹿児島県知事 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者の住所	
3 申請に係る建築物の位置	
4 理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第2号様式（第6条関係）

軽微な変更届

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の規定による軽微な変更を届け出ます。 年 月 日		
鹿児島県知事 殿		
認定建築主		住所 氏名
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
認	確認番号	第 号
申請に係る建築物の位置		
軽微な変更の内容	変更前	
	変更後	
受付欄		決裁欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第3号様式（第7条関係）

取 下 届

下記のとおり都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請を取り下げたいので届け 出ます。		
鹿児島県知事 殿		年 月 日
		申請者 住所 氏名
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
申請に係る建築物の位置		
取 り 下 げ 理 由		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第4号様式（第7条関係）

取 止 届

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等を受けた低炭素建築物新築等計画を取りやめたいので認定通知書を添えて申し出ます。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

認定建築主 住所  
氏名

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 有 ・ 無		
	確認年月日	年 月 日
認 確 認 番 号	第	号
申請に係る建築物の位置		
取りやめる理由		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第5号様式（第8条関係）

工事完了報告書

さきに認定を受けた低炭素建築物新築等計画の建築工事が完了しましたので次のとおり報告します。		
鹿児島県知事 殿		年 月 日
認定建築主		住所 氏名
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
認	確認番号	第 号
申請に係る建築物の位置		
完了の 確認を した建 築士等	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	住 所	
	氏 名	
	建築士事務所名	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
	所 在 地	
確認した内容		
工事中の軽微な変更		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第6号様式（第9条関係）

適合状況報告書

さきに認定を受けた低炭素建築物新築等計画への適合状況等について次のとおり報告します。		
鹿児島県知事 殿		年 月 日
		認定建築主 住所 氏名
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
認	確 認 番 号	第 号
申請に係る建築物の位置		
低炭素建築物新築等計画への適合状況等		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第7号様式（第10条関係）

改善命令書

〇〇第 号  
年 月 日

(認定建築主) 様

鹿児島県知事

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第8号様式（第11条関係）

認定取消通知書

〇〇第 号  
年 月 日

(認定建築主) 様

鹿児島県知事

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、認定を取り消したので通知します。

これにより認定通知書は効力を失います。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る建築物の位置	
4 理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

# 委任状

私は、次の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

## 【代理者】

【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号

【郵便番号】 〒

【所在地】

【電話番号】

## 記

### 1 委任をした権限

- (1)  低炭素建築物新築等計画に係る認定申請に関する申請手続き
- (2)  低炭素建築物新築等計画に係る認定申請に関する認定通知書の受領
- (3)  低炭素建築物新築等計画に係る認定申請に関する提出図書等の訂正
- (4)  低炭素建築物新築等計画に係る認定申請に関する申請の取り下げ手続き

### 2 委任をした権限に係る建築物の概要

(1) 地名地番

(2) 建て方

(3) 構造

(4) 戸数

全体戸数

認定申請戸数

年 月 日

住所

氏名

※1は該当する事項の□にレを記入してください。